

平成24年(2012年) 2月 7日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市個人情報保護審議会

会長 菅 尾 英 文

姫路市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成23年6月9日付の次の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「精神保健福祉相談記録(平成21年度及び平成22年度)」の保有個人情報部分
開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審議会の結論

「精神保健福祉相談記録（平成21年度及び平成22年度）」（以下「本件保有個人情報」という。）について、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）において不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については不開示が妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

- (1) 平成23年3月8日、異議申立人は、姫路市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、実施機関に対し、本件保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 平成23年3月28日、実施機関は、本件請求に対し、本件保有個人情報に条例第16条第1号、第3号及び第6号に規定する不開示情報に該当する情報が含まれていることを理由に本件処分を行った。
- (3) 平成23年5月19日、異議申立人は、本件処分を不服として不開示部分の開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、不開示部分の開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 私に対して医療保護入院が行われるに至った経緯、申請日や申請者（相談日や相談者）等が全く明らかにされておらず、医療保護入院が法律等に基づき正当に行われたのか確認ができない。

イ 本件保有個人情報は私に関した事のみが記載されていると考えられ、文書に記載されている私が文書の開示を請求している場合においては、私に関する部分を全部開示しても問題ないと思われる。

ウ 実施機関が、条例第16条第1号、第3号及び第6号を適用し本件処分を行った事は不当であり、私に対して行われた医療保護入院が法律等に基づき正当に行使されたのであれば、部分開示される理由はなく、全部開示ができると考えている。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が部分開示決定通知書、不開示理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している不開示理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は、本件保有個人情報のうち、評価、診断等情報については条例第16条第1号、開示請求者以外の者の個人情報については同条第3号及び審議、検討等情報については同条第6号の不開示情報に該当するとした。

なお、異議申立人が知り得る情報については、開示している。

(2) 条例第16条第1号の適用について

本件保有個人情報には、家族構成、受理内容、相談内容及び援助内容の各欄に開示請求者の評価、診断、判定、相談等に関する情報が記録されており、これらの情報は開示することによって、当該開示請求者の評価等に著しい支障が生じるとともに、本市の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示と判断した。

(3) 条例第16条第3号の適用について

本件保有個人情報には、日時、相談者（氏名、住所）、受理内容、相談内容、援助内容及び特記事項の各欄に開示請求者以外の個人に関する情報が記録されている。これらの情報は開示すると、開示請求者以外の特定の個人が識別されることとなるため、不開示と判断した。

(4) 条例第16条第6号の適用について

本件保有個人情報には、受理内容、相談内容及び援助内容の各欄に市の機関内部又は他の行政機関との間で、審議、検討又は協議した情報が含まれ、開示請求者の誤解や憶測を招きかねない未成熟な側面を持つため、不開示と判断した。

(5) 以上の理由により、本件処分は、条例第16条第1号、第3号及び第6号の規定に基づき部分開示決定したものであり、適法かつ妥当なものである。

5 審議会の判断

(1) 精神保健福祉相談業務及び精神保健福祉相談記録について

精神保健福祉相談業務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的として、精神障害者への医療及び保護を行い、その社会復帰の促進や自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うものである。

精神保健福祉相談記録は、継続的な精神保健福祉相談業務を行うため、援助者に対する援助活動の記録を時系列に書き留めたものであり、相談者からの相談内容やその後の経過、相談者に対する援助・助言の内容、担当する精神保健福祉相談員や保健師等による評価等、援助のために必要な関係機関との連携・調整に関する内容等、精神保健福祉相談業務を適正かつ円滑に行うために必要となる情報を記載するものである。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、異議申立人を相談対象者として第三者が実施機関に対して行った相談の記録であり、第三者及び異議申立人である相談対象者の氏名、住所等のほか、家族構成、受理内容、援助内容、日時、相談内容、連絡内容及び特記事項があり、相談の具体的な内容や実施機関における相談内容の分析、今後の対応方法等が記載されている。

したがって、異議申立人は、自分に関する情報であるため全部開示が妥当であると主張するが、本件保有個人情報には、第三者及び実施機関等に関する情報も含まれているため、純粹に異議申立人本人自身の情報とは言い難い。

イ 異議申立人が知り得る情報等について

第三者から行われた相談内容等が記載された本件保有個人情報のうち、相談対象者である異議申立人が知り得る情報及び発言した内容について、実施機関は、条例第16条第3号ただし書きアの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するとして、既に開示している。

ウ 不開示情報の該当性について

(7) 実施機関は不開示理由の根拠条項として、条例第16条第1号、第3号及び第6号を挙げ、本件処分を行った。

(4) 条例第16条第1号は、「開示請求者（・・・）の評価、診断、判定、選考、相談等（以下「開示請求者の評価等」という。）に関する情報であって、

開示することにより当該開示請求者の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの」は不開示とすると規定している。

- (ウ) 本件保有個人情報には、異議申立人の評価、診断、判定、相談に関する情報が含まれており、担当職員に異動等があってもわかるように正確かつ詳細に記載することが求められる。このような場合、相談内容を開示すると、実施機関が今後、相談対象者からの請求があった場合のことを考慮して相談内容の分析等を簡略にすることが考えられる。

また、本件のような第三者からの相談は、相談内容を相談対象者に対して明らかにしないことを前提に行われることから、相談内容を開示した場合、第三者は相談をした実施機関に対して不信感を持ち、今後、相談を躊躇することが考えられる。

したがって、本件保有個人情報を異議申立人に開示すると、上記のように評価者等が正確な評価、診断、判定をすることができなくなることや、相談支援が成り立たなくなるなどの結果をもたらすおそれがあることから、当該保有個人情報は、異議申立人の評価、診断、判定、相談に著しい支障が生ずる情報であると解される。

- (エ) 実施機関は、不開示部分については適法かつ妥当なものであると主張するが、不開示部分のうち別表に掲げる部分については、既に開示している部分の前後から推測される情報であり、当該異議申立人が知り得る情報等と同一の情報であると言え、その者の評価、診断、判定、相談に著しい支障が生ずるものとは考えられないため、開示すべきである。

- (オ) 別表に掲げる部分を除く不開示部分については、(ウ)の理由により条例第16条第1号に該当する。

なお、実施機関は、不開示部分について、同条第3号及び第6号にも該当する旨主張しているが、別表に掲げる部分を除く不開示部分は既に同条第1号に該当しているため、同条第3号及び第6号の該当性については、改めて判断する必要がないものとする。

(3) 結論

以上の理由により、当審議会は「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

番号	面	不開示部分のうち開示すべき部分
①	2 面目	相談内容部分の 9 行目 2 文字目から 5 文字目、10 文字目及び 16 文字目から 22 文字目まで
②		相談内容部分の 21 行目 1 文字目から 5 文字目及び 10 文字目から 22 文字目まで
③		援助内容部分の 8 行目
④		援助内容部分の 23 行目から 24 行目 4 文字目まで
⑤	4 面目	援助内容部分の 27 行目 19 文字目から 29 行目 16 文字目まで
⑥	5 面目	家族構成部分の家族構成図
⑦	6 面目	日時
⑧		相談内容部分の 25 行目から 27 行目 25 文字目まで
⑨		相談内容部分の 30 行目から 31 行目まで
⑩		援助内容部分の 4 行目から 5 行目まで
⑪		援助内容部分の 26 行目及び記載した職員の印
⑫		援助内容部分の 31 行目及び記載した職員の印
⑬	7 面目	相談内容部分の 26 行目 1 文字目から 15 文字目まで及び記載した職員の印
⑭		相談内容部分の 29 行目から 30 行目 11 文字目まで
⑮	8 面目	連絡内容部分の 33 行目
⑯	9 面目	連絡内容部分の 34 行目
⑰		対応等部分の 34 行目
⑱	10 面目	相談内容部分の 1 行目

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	審 議 会	経 過
平成 23 年 6 月 9 日	—————	・ 実施機関からの諮問書の提出
平成 23 年 6 月 28 日	—————	・ 実施機関からの不開示等理由説明書の提出
平成 23 年 7 月 19 日	—————	・ 異議申立人からの意見書の提出
平成 23 年 8 月 11 日	平成 23 年度第 1 回	・ 実施機関からの意見の聴取 ・ 審議
平成 23 年 10 月 7 日	平成 23 年度第 2 回	・ 異議申立人からの意見の聴取 ・ 審議
平成 23 年 12 月 2 日	平成 23 年度第 3 回	・ 審議
平成 24 年 1 月 20 日	平成 23 年度第 4 回	・ 審議
平成 24 年 2 月 7 日	—————	・ 答申